

この手引は、平成 23 年 4 月 27 日付で法人税法施行規則が改正されたことに伴い、平成 23 年 3 月 11 日以後に終了する連結事業年度で使用する別表について、「平成 22 年版連結確定申告書・個別帰属額等の届出書等の記載の手引」に説明を追加したものです。

平成22年版

**連結確定申告書
個別帰属額等の届出書
等の記載の手引**

(追加分)

平成 23 年 5 月

国 税 庁

この手引で用いている略語は、次のとおりです。

法……………法人税法（昭 40 法律第 34 号）

措置法……………租税特別措置法（昭 32 法律第 26 号）

震災特例法……………東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成 23 年法律第 29 号）

別表一の二（一）「各連結事業年度の連結所得に係る申告書—普通法人（特定の医療法人を除く。）の分」の申告書

○ 各欄の記載要領（追加分）

平成 23 年 3 月 11 日以後に終了する連結事業年度分の場合

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「所得税額等の還付金額 16」	<p>仮決算による連結中間申告をする場合において、震災特例法第 24 条第 2 項（仮決算の連結中間申告による所得税額の還付）の規定による還付を受けようとするときは、「所得税の額 41」の金額、「控除しきれなかった金額 45」の金額又は各連結法人の別表七の二付表二の二「5の③」の金額の合計額のうち、いずれか少ない金額を記載します。</p>	
「連結欠損金の繰戻しによる還付請求税額 18」	<p>震災特例法第 23 条（連結法人の震災損失の繰戻しによる法人税額の還付）の規定により還付請求をした法人税の額のうち、申告をするときに既に還付を受けた金額はこの欄の本書に記載し、まだ還付を受けていない金額はこの欄の外書に含めて記載します。</p>	<p>仮決算による連結中間申告の際に、震災特例法第 23 条の規定により還付請求を行った法人税の額について、その仮決算による連結中間申告に係る連結事業年度分の連結確定申告時までに還付を受けた場合には、その還付を受けた金額を本書に記載します。</p>
「所得税の額 41」	<p>仮決算による連結中間申告により震災特例法第 24 条第 2 項の規定による還付を受けた連結親法人がその仮決算による連結中間申告に係る連結事業年度分の連結確定申告をする場合には、別表六の二（一）「6の③」の本書の金額^(注)から内書の金額を控除した金額を記載します。</p> <p>^(注) 同条第 4 項の規定に規定する離脱法人が、連結承認が取り消される前の連結中間申告において、利子配当等に係る控除を受ける所得税額の個別帰属額を有している場合（当該連結中間申告において同条第 2 項の適用を受けている場合に限りです。）で、連結親法人が、その中間期間を含む連結事業年度の連結確定申告をする場合には、連結中間申告における還付所得税額のうち当該離脱法人に帰せられる金額として次の算式により計算した金額を加算した金額を記載します。</p> $\text{連結中間申告における還付所得税額} \times \frac{\text{連結中間申告における離脱法人の個別帰属額（別表六の二（一）「22」の金額）}}{\text{連結中間申告における法人税の額から控除をされるべき所得税額}}$	

(2) 修正申告の場合

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「連結欠損金の繰戻しによる還付請求税額 18」	<p>震災特例法第 23 条の規定により還付請求をした法人税の額について、既に還付を受けている場合には、この修正申告により確定した繰戻対象震災損失金額を基礎として計算される還付を受けるべき金額を本書に含めて記載します。</p> <p>また、この場合、その還付に際し還付加算金の支払を受けているときは、この申告による還付金額に対応する還付加算金の額を含めて記載します。</p>	
「還付金額 24」	<p>震災特例法第 23 条の規定により還付請求をした法人税の額のうち、既に還付を受けた金額を含めて記載します。</p>	
「連結欠損金の繰戻しによる還付請求税額 18」から「この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額 25」までの外書	<p>震災特例法第 23 条の規定により還付請求をした法人税の額のうち、まだ還付を受けていない金額を含めて記載します。</p>	

別表四の二 「連結所得の金額の計算に関する明細書」

○ 各欄の記載要領（追加分）

平成 23 年 3 月 11 日以後に終了する連結事業年度分の場合

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「仮計 47」	<p>震災特例法第 23 条第 6 項（連結法人の震災損失の繰戻しによる法人税額の還付）の規定の適用を受ける場合には、同項の規定により当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上益金の額に算入される金額を「総額①」及び「社外流出③」の各欄の上段に外書として記載します。</p> <p>この場合において、「連結所得金額又は連結欠損金額 50」の欄の記載に当たっては、その外書きした金額を加算して計算します。</p>	

別表四の二付表 「個別所得の金額の計算に関する明細書」

○ 各欄の記載要領（追加分）

平成 23 年 3 月 11 日以後に終了する連結事業年度分の場合

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「仮計 47」	<p>震災特例法第 23 条第 6 項（連結法人の震災損失の繰戻しによる法人税額の還付）の規定の適用を受ける場合には、各連結法人の別表七の二付表二の二「9」の金額を「総額①」及び「社外流出③」の各欄の上段に外書として記載します。</p> <p>この場合において、「個別所得金額又は個別欠損金額 50」の欄の記載に当たっては、その外書きした金額を加算して計算します。</p>	

別表六の二(一) 「連結事業年度における所得税額の控除に関する明細書」

○ 各欄の記載要領（追加分）

平成 23 年 3 月 11 日以後に終了する連結事業年度分の場合

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「計 6」の「②のうち控除を受ける所得税額③」	仮決算による連結中間申告により震災特例法第 24 条第 2 項（仮決算の連結中間申告による所得税額の還付）の規定による還付を受けた連結親法人が当該仮決算による連結中間申告に係る連結事業年度の連結確定申告をする場合には、同項の規定による還付金の額に相当する金額をこの欄の上段に内書として記載します。	この場合、別表一の二(一)「41」は、本書の金額から内書の金額を控除した金額により記載することに御注意ください。

別別表七の二付表一 「連結欠損金当期控除額及び連結欠損金個別帰属額の計算に関する明細書」

○ 各欄の記載要領（追加分）

平成 23 年 3 月 11 日以後に終了する連結事業年度分の場合

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「当期控除額 3」	震災特例法第 23 条第 6 項（連結法人の震災損失の繰戻しによる法人税額の還付）の規定の適用を受ける場合には、別表四の二「47 の①」の本書の金額に同欄の外書の本書を加算して計算します。	
「当期控除額 5」	震災特例法第 23 条第 6 項の規定の適用を受ける場合には、別表四の二「47 の①」の本書の金額に同欄の外書の本書を加算して計算します。	
「調整前当期控除額 9」	震災特例法第 23 条第 6 項の規定の適用を受ける場合には、別表四の二付表「47 の①」の本書の金額に同欄の外書の本書を金額に金額を加算して計算します。	